

総務委員会運営細則

制定：平成 25 年 10 月 27 日

改正：平成 26 年 10 月 26 日

改正：令和 2 年 8 月 20 日

(通則)

第 1 条 本運営細則は、日本災害情報学会運営規程（以下「学会運営規程」という。）に基づき設置された総務委員会（以下「本委員会」という。）の運営について定めたものである。本委員会の運営については、学会運営規程の定めによるほか、この細則によるものとする。

(組織及び構成)

第 2 条 本委員会には、委員長（1 名）、副委員長（2 名以内）および幹事（2 名以内）を置き、委員長、副委員長及び幹事を含め委員は 20 名以内とする。

2 委員長は、日本災害情報学会の副会長或いは理事の中から会長が指名し、理事会の承認を得る。

3 副委員長、幹事、委員は、委員長が正会員より指名し、理事会の承認を得る。この際、企画委員会、予算委員会、広報委員会、学会誌編集委員会、廣井賞表彰審査委員会、学会大会委員会の各委員長に対し、本委員会の委員となることを求め、理事会の承認を得る。

4 本委員会に、事務局の出席を求め、委員長が出席できない委員会については、副委員長の出席を求めることとする。

(所掌事務)

第 3 条 本委員会の所掌事務は、以下の通りとする。

- (1) 学会の組織のあり方とその運営に関する事項
- (2) 総会、理事会、その他本学会の運営に関する事項
- (3) 事務局の管理、運営に関する事項
- (4) 諸契約や対外交渉に関する事項
- (5) 会員の入会、退会等の管理に関する事項
- (6) 会則、運営規程等に関する事項
- (7) 他の委員会等の運営に関する細則に関する事項
- (8) 理事会の運営等に関する細則の作成に関する事項
- (9) その他、他の委員会に属さない事項

(小委員会の設置)

第 4 条 本委員会に小委員会を設置することができる。

(本運営細則等の改廃)

第 5 条 本委員会の運営を円滑に行うために定める内規等を除き、本運営細則及び本委員会の所掌事務に係る規則等の改廃は、本委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

付 則

本運営細則は、平成 25 年 10 月 27 日から施行する。

本運営細則の改正は、平成 26 年 10 月 26 日から施行する。

本運営細則の改正は、令和 2 年 8 月 20 日から施行する。